



【実費徴収】

バス通園児（利用者のみ）	月額 2,000 円・片道利用月額 1,000 円
バス通園以外の園児	年額 2,000 円
給食費差額調整分	1 号認定～月額 2,000 円 長期休みの給食費は利用者のみ別途徴収（1 食 300 円） 2 号認定～月額 1,000 円
父母会費	月 400 円（平成 28 年度参照）
入園時の用品代	10,000 円～20,000 円程度
園外活動等保育運営にかかわる経費	随時徴収 （いちご狩り・年長海遊び・年長お泊まり会）
スナップ写真代	1 枚 40 円
預かり保育	1 号認定～早朝預かり 1 回 100 円、預かり 1 時間 100 円 長期休み預かり 1 時間 100 円 2 号認定～保育料に含まれています。
延長保育 （18:15～19:15）	1 号認定・2 号認定共に 1 回の利用につき、200 円 ※保育短時間利用(2 号認定)の方は 8 時間を超えた場合 200 円

【3つの区分の支給認定】

新制度導入の施設を利用する場合には、お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3つの区分に分けられます。

1 号認定	満 3 歳以上で幼稚園等の教育を希望する場合～ 教育標準認定
2 号認定	満 3 歳以上で保護者が「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合～ 保育認定
3 号認定	満 3 歳未満で保護者が「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合～ 保育認定

※2・3号認定の利用時間について

- 1 カ月の就労時間が 120 時間以上となる場合～ 保育標準時間（1 日 11 時間までの利用）
- 64 時間以上 120 時間未満となる場合～ 保育短時間（原則 1 日 8 時間までの利用）

